

令和8年度(令和7年分) 納入書(個人別明細書) 指定番号

熊本県菊池市長 宛

令和 年 月 日提出 (追加・訂正)

指定番号

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで						
給与又は支払者の個人番号又は法人番号							
フリガナ					事業種目		
給与支払者の氏名又は名称		受総人	給者員	人			
		報告人員	特別徴収対象者	人			
			普通徴収対象者(退職者)	人			
			普通徴収対象者(退職者を除く)	人			
報告人員の合計	人						
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称							
フリガナ							
同上の所在地					郵便番号		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名					所稅務署管名	税務署	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課係	給与の支払方法及びその期日					
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 (電話)						
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話)	納入書の送付	必要・不要				
前職給与額の合算有無	合算している		・ 合算していない				

※「総括表」と「納入書(個人別明細書)」は、令和8年2月2日までにご提出ください。

普通徴収申請書

熊本県菊池市長 宛

指定番号

事業所名

この用紙以降の者は、下記理由で特別徴収ができないため、普通徴収として申請します。

略号	申請理由(下記5項目以外の理由は不可)	人数
A	退職者又は退職予定者(5月末迄)	人
B	他の事業所で特別徴収の方(乙欄該当者など)	人
C	毎月給与の支給がない方(給与の支払が不定期)	人
D	個人事業主の事業専従者	人
E	受給者総人員が2人以下	人
普通徴収申請者 合計人数		人

※留意事項

- この申請書は、普通徴収申請書(特別徴収できない人)の納入書(個人別明細書)の上に付けて提出してください。
- 普通徴収申請者の納入書(個人別明細書)摘要欄には、必ず略号(A～E)を記入して下さい。ただし、乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。普通徴収だけの場合でも、この申請書が必要です。
- 理由D及びEについては、特別徴収とすることもできます。
- 普通徴収申請書の添付又は納入書(個人別明細書)摘要欄への略号記入がなければ、原則として特別徴収として取り扱いますのでご了承ください。

令和8年度(令和7年分) 納入書(個人別明細書) 普通徴収申請書

熊本県菊池市長 宛

令和 8年 ○月 ○日提出 (追加・訂正)

指定番号

8××××××(7桁)

給与の支払期間	令和 7 年 1 月分から 12 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	個人=12桁、法人=13桁		
フリガナ	マルマル	事業種目	製造業
給与支払者の氏名又は名称	○○株式会社	受総人	50 人
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	同上	特別徴収対象者	20 人
フリガナ	キクチシワイフ	普通徴収対象者(退職者)	2 人
同上の所在地	菊池市隈府○○○番地 郵便番号 861-1331	普通徴収対象者(退職者を除く)	8 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	菊池 市太郎	報告人員の合計	30 人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	○○課 ○○係 氏名 菊池 市次郎 (電話 0968-25-7206)	所稅務署名	菊池 税務署
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 ○○○税理士事務所 (電話 096 - ××× - ×××)	給与の支払方法及びその期日	月給 每月25日
前職給与額の合算有無	合算している	納入書の送付	必要・不要

※「総括表」と「給与支払報告書」は、令和8年2月2日までにご提出ください。

※菊池市は副本の提出は不要です。

普通徴収申請書

熊本県菊池市長 宛

指定番号

8××××××(7桁)

事業所名

○○株式会社

略号	申請理由(下記5項目以外の理由は不可)	人数
A	退職者又は退職予定者(5月末迄)	5 人
B	他の事業所で特別徴収の方(乙欄該当者など)	1 人
C	毎月給与の支給がない方(給与の支払が不定期)	2 人
D	個人事業主の事業専従者	人
E	受給者総人員が2人以下	2 人
普通徴収申請者 合計人数		10 人

※留意事項

○この申請書は、普通徴収申請書(特別徴収できない人)の給与支払報告書(個人別明細書)の上に付けて提出してください。

○普通徴収申請者の給与支払報告書(個人別明細書)摘要欄には、必ず略号(A～E)を記入して下さい。ただし、乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。普通徴収だけの場合でも、この申請書が必要です。

○理由D及びEについては、特別徴収とすることもできます。

○普通徴収申請書の添付又は給与支払報告書(個人別明細書)摘要欄への略号記入がなければ、原則として特別徴収として取り扱いますのでご了承ください。